

予算特別委員会資料

# 令和8年度予算説明書

建 築 住 宅 局

## 目 次

	頁
令和8年度予算の概要 .....	1
予 算 総 括 表 .....	3
一 般 会 計	
1 歳入歳出予算一覧表 .....	4
2 歳入予算の説明 .....	6
3 歳出予算の説明 .....	9
4 債務負担行為の説明 .....	12
市 営 住 宅 事 業 費	
1 歳入歳出予算一覧表 .....	13
2 歳入予算の説明 .....	15
3 歳出予算の説明 .....	19
4 債務負担行為の説明 .....	22
関 連 議 案 .....	23

## 令和8年度 建築住宅局 予算の概要

令和8年度は、住生活を取り巻く情勢の変化を踏まえ、更なる住宅ストックの活用を促進し、持続可能な住宅政策の取り組みを推進する。また、すべての建築物が安全で安心となるよう、周辺に悪影響を及ぼす空家空地対策の徹底及び空家空地の活用促進、住宅等の耐震化、質の高い市有建築物の整備・保全等に取り組む。

### 1. 住まいに関する総合施策の展開

住宅ストックの流通促進や住宅ストックを活用したセーフティネット機能の強化により、豊かな住まいづくりの推進、居住の安定の確保を図り、「住み心地の良いまち」の実現に取り組む。

#### (1) 豊かな住まいづくりの推進

##### ①子育てしやすい住環境の確保

- ・若年夫婦・子育て世帯の住み替えに対する補助（こうべぐらし応援補助金）
- ・市営住宅の空き住戸を若年夫婦・子育て世帯向け民間賃貸住宅として活用 等

##### ②住宅ストックの流通促進・質の向上

- ・多様なライフスタイルの実現に向けた官民連携による住宅供給の推進
- ・住まいの断熱性能向上の広報啓発
- ・断熱リノベーション啓発によるマンション空き住戸の流通促進 等

##### ③分譲マンションの適正管理の促進

- ・条例に基づく管理状況等届出・情報開示制度、管理計画認定制度の推進
- ・管理組合への適正管理に向けた支援、助言、指導 等

##### ④住まいの総合窓口における支援

- ・すまいの安心支援センター「すまいるネット」の運営

#### (2) 居住の安定の確保

##### ①総合的な支援の推進

- ・居住支援協議会の運営、居住支援法人との情報共有 等

##### ②住宅確保要配慮者への支援

- ・セーフティネット住宅の登録、居住サポート住宅の認定の促進
- ・ひとり親世帯への家賃補助 等

##### ③家主への支援

- ・相談窓口の運営 等

### 2. 市営住宅のマネジメント推進及び適正管理

市営住宅マネジメント計画に基づき、良好な市営住宅ストックの形成・管理戸数の円滑な縮減及び空き住戸と余剰地の有効活用による地域課題への解決に取り組む。

#### (1) マネジメントの推進

- ・再編（廃止・建替え）、改修（エレベーター設置等） 等

#### (2) 適正管理及び有効活用

- ・市営住宅の募集、コミュニティ活性化対策、家賃滞納者・不正入居者・迷惑行為者等への対応
- ・休止集会所及び空き附带施設（店舗等）の活用 等

### 3. 空家空地対策の推進

神戸市空家空地対策計画に基づき、人口減少に伴い増加傾向にある空き家・空き地について、総合的な対策を推進する。

#### (1) 所有者への意識啓発

- ・ダイレクトメールの発送、インターネット広告の活用、体験型イベントの開催 等

#### (2) 活用促進の取組

- ・空き家等活用相談窓口、空き家おこし協力隊による所有者支援と活用への後押し
- ・建築家との協働による空き家活用、地域利用への転活用を支援
- ・古材ストックヤードの運営 等

#### (3) 適切管理の取組

- ・周辺に悪影響を及ぼす空き家等所有者への指導強化
- ・老朽空家等解体費用の補助の拡充
- ・弁護士を含む特命チームが財産管理制度を積極的に活用し、所有者不明空き家の早期改善を促進 等

### 4. 耐震化の推進

神戸市耐震改修促進計画に基づき、将来の地震に備えて住宅等の耐震化を促進する。

- ・住宅・建築物等の耐震化に対する補助・普及啓発
- ・危険コンクリートブロック塀等の撤去に対する補助 等

### 5. 市有建築物の整備及び維持保全

市有建築物を適切に整備し、カーボンニュートラルの推進を図るとともに、老朽化に伴う事故リスクの最小化を図るための健全な維持・保全に取り組む。

- ・建設・改修等にかかる設計・工事の実施
- ・木材利用の促進、ZEB化
- ・施設保全パトロール及び安全対策補修 等

# 予算総括表

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
会 計 別	金 額	備 考	会 計 別	金 額	備 考
一 般 会 計	2,391,293	別紙説明書のとおり	一 般 会 計	4,917,502	別紙説明書のとおり
市 営 住 宅 事 業 費	34,057,660	”	市 営 住 宅 事 業 費	34,057,660	”
合 計	36,448,953		合 計	38,975,162	

一般会計

1 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入		
款	項	金 額
17 使用料及手数料		53,962
	2 手数料	53,962
18 国庫支出金		735,020
	2 補助金	735,020
19 県支出金		22,675
	2 補助金	22,675
20 財産収入		2,937
	1 財産運用収入	1,107
	2 財産売却収入	1,830
24 諸収入		1,551,699
	3 事業収入	591,217
	5 貸付金元利収入	906,682
	7 雑収入	53,800
25 市債		25,000
	1 市債	25,000
歳 入	合 計	2,391,293

(単位 千円)

歳 出		
款	項	金 額
2 総 務 費		415,481
	4 財 産 管 理 費	415,481
11 住 宅 費		4,502,021
	1 住 宅 総 務 費	4,502,021
歳 出	合 計	4,917,502

## 2 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	53,962	51,309	2,653	
2 手数料	53,962	51,309	2,653	
1 証紙収入	—	1,012	△1,012	
1 証紙収入	—	1,012	△1,012	建築確認申請等 (会計室所管)
6 土木手数料	53,962	50,297	3,665	
2 計画通知等	53,962	50,297	3,665	計画通知等手数料
18 国庫支出金	735,020	663,913	71,107	
2 補助金	735,020	663,913	71,107	
9 住宅費補助	735,020	663,913	71,107	
1 公営住宅建設事業等 推進費補助	733,270	661,413	71,857	補助率 1/2、4.5/10、2/5又は1/3
3 住宅・建築物アスベスト 改修事業費補助	1,750	2,200	△450	補助率 10/10又は1/2
4 公的賃貸住宅家賃 対策調整補助金	—	300	△300	補助率 1/2
19 県支出金	22,675	33,475	△10,800	
2 補助金	22,675	33,475	△10,800	
7 住宅費補助	22,675	33,475	△10,800	
1 簡易耐震診断推進 事業費補助	21,928	32,713	△10,785	補助率 1/2又は1/4
2 住宅新築資金等貸付 助成償還推進助成	747	762	△15	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
20 財産収入	2,937	1,075	1,862	
1 財産運用収入	1,107	1,075	32	
2 貸家料	1,107	1,075	32	
7 一般建物	1,107	1,075	32	狩口地域センター貸家料
2 財産売却収入	1,830	—	1,830	
1 土地売却代	1,830	—	1,830	
3 一般土地	1,830	—	1,830	一般市有土地売却代
24 諸収入	1,551,699	1,530,997	20,702	
3 事業収入	591,217	513,032	78,185	
1 営繕工事事務	591,217	513,032	78,185	
1 営繕工事事務	591,217	513,032	78,185	市有建築物の設計監理委託料、事務費等
5 貸付金元利収入	906,682	942,665	△35,983	
3 其他貸付金返還金	906,682	942,665	△35,983	
5 住環境整備公社貸付金	177,156	177,156	—	神戸住環境整備公社貸付金元利返還金
6 住宅建設資金貸付金	723,788	757,658	△33,870	インナー高齢無利子融資貸付金元金返還金
7 住宅新築資金等貸付金	5,738	7,851	△2,113	住宅新築資金等貸付金元利返還金
7 雑入	53,800	75,300	△21,500	
9 雑入	53,800	75,300	△21,500	
15 建築住宅局	53,800	75,300	△21,500	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
25 市債	25,000	27,000	△2,000	起債承認見込額(行財政局所管)
1 市債	25,000	27,000	△2,000	
9 其他	25,000	27,000	△2,000	
2 庁舎等整備事業公債	25,000	27,000	△2,000	
合 計	2,391,293	2,307,769	83,524	

### 3 歳出予算の説明

#### (2款) 総務費

#### (4項) 財産管理費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 総 務 費	415,481	367,276	48,205	—	25,000	591,217	△200,736	
4 財 産 管 理 費	415,481	367,276	48,205	—	25,000	591,217	△200,736	
2 営 繕 費	415,481	367,276	48,205	—	25,000	591,217	△200,736	諸収入 591,217

#### (2目) 営繕費

市有建築物の適切な整備と健全な維持・保全、木材利用の促進等を図る。

市有建築物の設計監理委託料等	346,968 千円
施設保全推進事業	42,896 千円
木材利用の促進	3,000 千円
省エネルギー改修事業化可能性調査	7,000 千円
自家用電気工作物保守点検	15,617 千円
計	415,481 千円

## (11款) 住宅費

## (1項) 住宅総務費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
11 住 宅 費	4,502,021	4,419,817	82,204	757,695	—	878,776	2,865,550	
1 住 務 宅 費	4,502,021	4,419,817	82,204	757,695	—	878,776	2,865,550	
1 職 員 費	1,941,638	1,910,914	30,724	—	—	—	1,941,638	
2 住 務 宅 費	1,552,763	1,536,458	16,305	320,321	—	772,355	460,087	使用料及手数料 1,341 財産収入 2,937 諸収入 768,077
4 建 指 導 築 費	1,007,620	972,445	35,175	437,374	—	106,421	463,825	使用料及手数料 52,621 諸収入 53,800

## (1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等

1,941,638 千円

(2目) 住宅総務費

市民の豊かな住まいの確保のため、住宅ストックの活用・更新による、より良い住環境の確保や、空き家空き地の活用を支援する。

また、住宅に関する相談・普及啓発等の機能を担う、神戸市すまいの安心支援センター「すまいるネット」の運営等を行う。

こうべぐらし応援補助金「住みかえーる」	137,903 千円
住宅確保要配慮者の家賃負担補助	36,510 千円
空き家・空き地の活用促進	255,961 千円
分譲マンション管理支援事業	63,707 千円
インナーシティ高齢者特別賃貸住宅無利子融資	788,959 千円
神戸市すまいとまちの安心支援センターの運営	154,253 千円
従前居住者用賃貸住宅家賃補助(入江住宅)	13,430 千円
狩口地域センターの管理	10,660 千円
住宅政策関連経費	91,380 千円
計	1,552,763 千円

(4目) 建築指導費

安全で安心なすまい・まちづくりを展開するとともに、「神戸市空家空地対策計画」、「神戸市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な空家空地対策の推進、住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

総合的な空家空地対策の推進	664,052 千円
住宅・建築物の耐震化促進	290,074 千円
特殊建築物等定期調査報告関連事業	6,492 千円
吹付けアスベスト除去等補助制度	2,750 千円
建築行政経費等	44,252 千円
計	1,007,620 千円

#### 4 債務負担行為の説明

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
空家空地初動対応業務委託	令和 8 ～ 10 年 度	21,000	
建築家との協働による空き家活用促進事業	令和 8 ～ 9 年 度	75,000	
古材活用プロジェクト	令和 8 ～ 10 年 度	12,000	

市営住宅事業費

1 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入		
款	項	金額
1 市営住宅建設事業収入		8,422,987
	1 国庫支出金	2,048,381
	2 財産収入	2,204,723
	3 繰入金	1,441,882
	4 繰越金	1
	5 市債	2,728,000
2 市営住宅管理事業収入		25,634,673
	1 使用料及手数料	11,285,678
	2 国庫支出金	4,779,276
	3 財産収入	107,723
	4 繰入金	2,038,740
	5 繰越金	1
	6 諸収入	1,538,255
	7 市債	5,885,000
歳 入	合 計	34,057,660

(単位 千円)

歳 出		
款	項	金 額
1 市営住宅建設事業費		8,422,987
	1 市営住宅建設事業費	8,422,987
2 市営住宅管理事業費		25,634,673
	1 市営住宅管理事業費	16,953,302
	2 他会計へ繰出金	8,681,371
歳 出	合 計	34,057,660

## 2 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
1 市営住宅建設事業収入	8,422,987	7,471,107	951,880	
1 国庫支出金	2,048,381	826,177	1,222,204	
1 負担金	2,048,381	826,177	1,222,204	
1 公営住宅建設負担金	2,048,381	826,177	1,222,204	認証額の2/3、1/2又は4.5/10
2 財産収入	2,204,723	921,272	1,283,451	
1 財産売払収入	2,170,568	921,271	1,249,297	
1 住宅敷地売却代	2,170,568	921,271	1,249,297	
2 基金収入	34,155	1	34,154	
1 市営住宅敷金等 積立基金収入	34,155	1	34,154	
3 繰入金	1,441,882	3,273,657	△1,831,775	
1 一般会計繰入金	513,595	524,411	△10,816	
1 一般会計繰入金	513,595	524,411	△10,816	一般会計からの所要額の繰入
2 市営住宅敷金等 積立基金繰入金	928,287	2,749,246	△1,820,959	
1 市営住宅敷金等 積立基金繰入金	928,287	2,749,246	△1,820,959	
4 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
5 市債	2,728,000	2,450,000	278,000	
1 市営住宅建設事業公債	2,728,000	2,450,000	278,000	
1 市営住宅建設事業公債	2,728,000	2,450,000	278,000	起債承認見込額
2 市営住宅管理事業収入	25,634,673	22,710,073	2,924,600	
1 使用料及手数料	11,285,678	11,571,699	△286,021	
1 市営住宅使用料	11,285,678	11,571,699	△286,021	
1 市営住宅	11,194,496	11,475,836	△281,340	
2 住宅施設等	91,182	95,863	△4,681	
2 国庫支出金	4,779,276	2,063,995	2,715,281	
1 補助金	4,779,276	2,063,995	2,715,281	
1 家賃低減対策費補助	54,938	62,350	△7,412	補助率 1/2
2 既設公営住宅改善事業補助	4,724,338	2,001,645	2,722,693	補助率 1/2、4.5/10又は10/10
3 財産収入	107,723	106,988	735	
1 財産運用収入	80,617	79,881	736	
1 住宅敷地貸地料	79,090	75,846	3,244	
2 一般建物貸家料	1,527	4,035	△2,508	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
2 財産売却収入	1	2	△1	
1 物品売却代	—	1	△1	
2 土地売却代	1	1	—	
3 基金収入	27,105	27,105	—	
1 市営住宅敷金等 積立基金	27,105	27,105	—	預金利子等
4 繰入金	2,038,740	1,141,125	897,615	
1 一般会計繰入金	626,600	188,359	438,241	
1 一般会計繰入金	626,600	188,359	438,241	一般会計からの所要額の繰入
2 基金繰入金	1,412,140	952,766	459,374	
1 市営住宅敷金等 積立基金繰入	1,412,140	952,766	459,374	
5 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	
6 諸収入	1,538,255	1,514,265	23,990	
1 納付金	735,259	738,742	△3,483	
1 納付金	735,259	738,742	△3,483	

(単位 千円)

款 項 目 節		本年度	前年度	比 較	説 明
	2 雑入	802,996	775,523	27,473	
	1 延滞金加算金及過料	6,964	7,525	△561	住宅使用料等延滞金
	2 弁償金	101,284	102,425	△1,141	
	3 住宅保証金	121,000	95,000	26,000	
	4 雑入	573,748	570,573	3,175	共益費等
	7 市債	5,885,000	6,312,000	△427,000	
	1 市営住宅管理事業公債	5,885,000	6,312,000	△427,000	
	1 市営住宅管理事業公債	5,885,000	6,312,000	△427,000	起債承認見込額
	合 計	34,057,660	30,181,180	3,876,480	

### 3 歳出予算の説明

#### (1款) 市営住宅建設事業費

##### (1項) 市営住宅建設事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
1 市 営 住 宅 建 設 事 業 費	8,422,987	7,471,107	951,880	2,048,381	2,728,000	3,133,011	513,595	
1 市 営 住 宅 建 設 事 業 費	8,422,987	7,471,107	951,880	2,048,381	2,728,000	3,133,011	513,595	
1 職 員 費	514,095	524,911	△10,816	—	—	500	513,595	繰入金 500
2 建 設 費	7,908,892	6,946,196	962,696	2,048,381	2,728,000	3,132,511	—	財産収入 2,204,723 繰入金 927,787 繰越金 1

#### (1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等 514,095 千円

#### (2目) 建設費

市営住宅マネジメント計画に基づき、良好な市営住宅ストックを形成するための再編と改修、管理戸数の円滑な縮減、市営住宅ストックの有効活用による地域課題への貢献を図る。

また、市営住宅マネジメント計画の円滑な推進のため、土地売却代を市営住宅敷金等積立基金に造成する。

市営住宅マネジメント計画の推進等 5,704,170 千円  
基金積立金 2,204,722 千円  
計 7,908,892 千円

(2款) 市営住宅管理事業費

(1項) 市営住宅管理事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 市 営 住 宅 管 理 事 業 費	25,634,673	22,710,073	2,924,600	4,779,276	5,885,000	14,343,797	626,600	
1 市 営 住 宅 管 理 事 業 費	16,953,302	14,130,137	2,823,165	4,779,276	5,885,000	2,560,176	3,728,850	
1 職 員 費	276,557	268,300	8,257	—	—	—	276,557	
2 管 理 費	16,676,745	13,861,837	2,814,908	4,779,276	5,885,000	2,560,176	3,452,293	使用料及手数料 237,320 財産収入 107,723 繰入金 1,412,140 繰越金 1 諸収入 802,992

(1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等 276,557 千円

(2目) 管理費

市営住宅の維持管理・修繕等を実施する。

市営住宅指定管理料	4,614,662 千円
市営住宅の改修事業	4,679,426 千円
市営住宅の計画修繕	6,102,877 千円
借上市営住宅の借上料	209,523 千円
借上市営住宅戸別返還事業	62,925 千円
家賃滞納対策	30,400 千円
敷金の基金造成及び敷金の返還	281,000 千円
住宅管理事務費等	695,932 千円
計	16,676,745 千円

## (2項) 他会計へ繰出金

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 市 営 住 宅 管 理 事 業 費								
2 他 会 計 へ 繰 出 金	8,681,371	8,579,936	101,435	—	—	11,783,621	△3,102,250	
1 公 債 費 へ 繰 出 金	8,681,371	8,579,936	101,435	—	—	11,783,621	△3,102,250	使用料及手数料 11,048,358 諸収入 735,263

## (1目) 公債費へ繰出金

市営住宅建設等のために発行した市債の既発行分にかかる  
元利等の返還を行う。

元金償還	7,815,494 千円
借入金利子等	865,877 千円
計	8,681,371 千円

#### 4 債務負担行為の説明

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
公営住宅等建替等	令 和 8 ～ 11 年 度	3,211,000	
緊急自然災害防止対策事業	令 和 8 ～ 9 年 度	447,000	
計画修繕	令 和 8 ～ 9 年 度	3,591,000	
民間借上市営住宅戸別返還業務	令 和 8 ～ 9 年 度	4,000	
公営住宅等改修	令 和 8 ～ 11 年 度	4,570,000	
借上公営住宅（継続）	令 和 8 ～ 9 年 度	128,000	
神戸市営住宅総合管理システム運用機器借上料	令 和 8 ～ 14 年 度	187,000	

第 37 号議案 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件

**1. 改正の概要**

- (1) 用途廃止する神戸市営深江北第二住宅を別表第 1 (1) アから削除する。
- (2) 用途廃止する神戸市営東下住宅及び神戸市営五位ノ池住宅を別表第 1 (2) から削除する。
- (3) 用途廃止する神戸市営東下住宅の附帯施設を別表第 2 から削除する。

**2. 施行期日**

令和 8 年 4 月 1 日

第 37 号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成 9 年 4 月条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>別表第 1（第 4 条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 国の補助に係る公営住宅</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営深江北住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">イ [略]</p> <p>(2) 改良住宅</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営深江北住宅	[略]	[略]	[略]	<p>別表第 1（第 4 条関係）</p> <p>(1) 公営住宅</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 国の補助に係る公営住宅</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営深江北住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>神戸市営深江北第二住宅</td> <td>神戸市東灘区深江北町 4 丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">イ [略]</p> <p>(2) 改良住宅</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営深江北住宅	[略]	神戸市営深江北第二住宅	神戸市東灘区深江北町 4 丁目	[略]	[略]
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営深江北住宅	[略]																		
[略]	[略]																		
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営深江北住宅	[略]																		
神戸市営深江北第二住宅	神戸市東灘区深江北町 4 丁目																		
[略]	[略]																		

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営兵庫 駅西住宅	[略]
神戸市営番町 住宅	[略]
[略]	[略]

(3)、(4) [略]

別表第2（第25条関係）

改良住宅（附帯施設に限る。）

建設着 工年度	構造	名称	家賃月 額
(東灘区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
(灘区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
(中央区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
(兵庫区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
昭和57 年度	[略]	[略]	[略]

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営兵庫 駅西住宅	[略]
神戸市営東下 住宅	神戸市北区山田町 中
神戸市営番町 住宅	[略]
神戸市営五位 ノ池住宅	神戸市長田区五位 ノ池町2丁目
[略]	[略]

(3)、(4) [略]

別表第2（第25条関係）

改良住宅（附帯施設に限る。）

建設着 工年度	構造	名称	家賃月 額
(東灘区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
(灘区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
(中央区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
(兵庫区)			
[略]	[略]	[略]	[略]
昭和57 年度	[略]	[略]	[略]
(北区)			

				昭和48年 度	低層準耐 火	神戸市営 東下住宅	1,400円 700円
(長田区)				(長田区)			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(垂水区)				(垂水区)			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(西区)				(西区)			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]				備考 [略]			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

市営住宅を廃止するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 38 号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件（建築住宅局関係）

**1. 改正の理由**

マンションの管理及び再生の円滑化等を図るため、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下、「マンション建替円滑化法」という。）等が一部改正されることに伴い、神戸市手数料条例の一部を改正する。あわせてその他の所要の改正を行う。

**2. 改正の概要**

**（1）マンション建替円滑化法の一部改正に伴う改正**

- ・耐震性不足等のマンションの建替え等をする場合における特定行政庁の許可による高さ制限の特例が創設されることに伴う文言の追加等。（条例別表第 14）
- ・法律名称の変更に伴う引用箇所の修正。（条例第 5 条の 6）

**（2）その他所要の改正**

**3. 施行期日**

令和 8 年 4 月 1 日

第 38号 議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年 3 月 条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>第 5 条の 6 市長は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下別表第14において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第14に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>別表第 9（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">手数料（1件につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">59 令第137条の12 <u>第11項又は第12項</u> の規定に基づく既</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	手数料（1件につき）	[略]	[略]	[略]	59 令第137条の12 <u>第11項又は第12項</u> の規定に基づく既		[略]	<p>第 5 条の 6 市長は、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下別表第14において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第14に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>別表第 9（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">手数料（1件につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">59 令第137条の12 <u>第 6 項又は第 7 項</u> の規定に基づく既</td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	手数料（1件につき）	[略]	[略]	[略]	59 令第137条の12 <u>第 6 項又は第 7 項</u> の規定に基づく既		[略]
種別	区分	手数料（1件につき）																	
[略]	[略]	[略]																	
59 令第137条の12 <u>第11項又は第12項</u> の規定に基づく既		[略]																	
種別	区分	手数料（1件につき）																	
[略]	[略]	[略]																	
59 令第137条の12 <u>第 6 項又は第 7 項</u> の規定に基づく既		[略]																	

存建築物の <u>大規模の修繕</u> 又は <u>大規模の模様替</u> に係る認定の申請 <u>に対する</u> 審査	
[略]	[略]

備考 [略]

別表第13（第5条の5関係）

- (1) [略]
- (2) 法第29条から第31条まで及び規則第28条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

[略]
-----

備考

- 1～8 [略]
- 9 1及び5の項について、法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を省エネ性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。
- 10、11 [略]

別表第14（第5条の6関係）

区分	手数料（1件につき）
1 <u>法第163条の59第1項</u> の規定に基づく	[略]

存建築物の <u>大規模な修繕</u> 又は <u>大規模な模様替</u> に係る認定の申請	
[略]	[略]

備考 [略]

別表第13（第5条の5関係）

- (1) [略]
- (2) 法第29条から第31条まで及び規則第28条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

[略]
-----

備考

- 1～8 [略]
- 9 1及び3の項について、法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を省エネ性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。
- 10、11 [略]

別表第14（第5条の6関係）

区分	手数料（1件につき）
1 <u>法第105条第1項</u> の規定に基づく建築	[略]

<p>建築物の容積率又は 各部分の高さに関する 制限の適用除外に係る 許可の申請に対する 審査</p>	<p>物の容積率に関する 制限の適用除外に係る 許可の申請に対する 審査</p>
---	--

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。